

行政書士試験の概要 **& 学習指針**

1 行政書士試験の概要

1. 試験日程

試験日	11月第2日曜日 (令和4年は11月13日(日)予定)
時間	午後1時～午後4時(3時間)
受験申込受付期間	7月下旬～8月下旬
受験資格	特になし(どなたでも受験できます)
合格発表	令和5年1月下旬予定

2. 合格基準

法令科目	244点中50%にあたる122点以上
一般知識科目	56点中40%にあたる24点以上
全体	300点中60%にあたる180点以上

3. 試験結果

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申込者数	50,926人	52,386人	54,847人
受験者数	39,105人	39,821人	41,681人
合格者数	4,968人	4,571人	4,470人
合格率	12.7%	11.5%	10.7%
合格者平均点	197点	196点	195点

4. 試験科目

	科目	配点	5肢択一式 (1問4点)	多肢選択式 (1問8点)	記述式 (1問20点)
法令 46問	基礎法学	8点	2問		
	憲法	28点	5問	1問	
	行政法	112点	19問	2問	1問
	民法	76点	9問		2問
	商法	20点	5問		
一般知識 14問	政治経済社会	32点	8問		
	情報通信・ 個人情報保護	12点	3問		
	文章理解	12点	3問		

※令和2年度試験における出題内訳です。

5. 試験形式

(1) 5肢択一式（令和元年問題8）

行政上の義務の履行確保手段に関する次の記述のうち、法令および判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 即時強制とは、非常の場合または危険切迫の場合において、行政上の義務を速やかに履行させることが緊急に必要とされる場合に、個別の法律や条例の定めにより行われる簡易な義務履行確保手段をいう。
- 2 直接強制は、義務者の身体または財産に直接に実力を行使して、義務の履行があった状態を実現するものであり、代執行を補完するものとして、その手続が行政代執行法に規定されている。
- 3 行政代執行法に基づく代執行の対象となる義務は、「法律」により直接に命じられ、または「法律」に基づき行政庁により命じられる代替的作為義務に限られるが、ここにいう「法律」に条例は含まれない旨があわせて規定されているため、条例を根拠とする同種の義務の代執行については、別途、その根拠となる条例を定める必要がある。
- 4 行政上の秩序罰とは、行政上の秩序に障害を与える危険がある義務違反に対して科される罰であるが、刑法上の罰ではないので、国の法律違反に対する秩序罰については、非訟事件手続法の定めるところにより、所定の裁判所によって科される。
- 5 道路交通法に基づく違反行為に対する反則金の納付通知について不服がある場合は、被通知者において、刑事手続で無罪を主張するか、当該納付通知の取消訴訟を提起するかのいずれかを選択することができる。

正解 4

(2) 多肢選択式（令和元年問題 41）

次の文章は、NHKが原告として受信料の支払等を求めた事件の最高裁判所判決の一節である。空欄 ～ に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的として（1条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したものにはほかならない。上記の目的を実現するため、放送法は、・・・旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、 を採ることとしたものである。そして、同法は、 の一方を担う公共放送事業者として原告を設立することとし、その目的、業務、運営体制等を前記のように定め、原告を、民主的かつ 的な基盤に基づきつつ 的に運営される事業体として性格付け、これに公共の福祉のための放送を行わせることとしたものである。放送法が、・・・原告につき、 を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し・・・、事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである。

（最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁）

- | | | | | |
|----------|--------|--------|---------|-----------|
| 1 国営放送制 | 2 党利党略 | 3 政府広報 | 4 特殊利益 | 5 良心 |
| 6 自由競争体制 | 7 品位 | 8 誠実 | 9 自律 | 10 二本立て体制 |
| 11 多元 | 12 国際 | 13 娯楽 | 14 全国 | 15 地域 |
| 16 部分規制 | 17 集中 | 18 免許制 | 19 自主管理 | 20 営利 |

正解 ア：9 イ：10 ウ：11 エ：20

(3) 記述式（令和元年問題 46）

Aは、自己所有の時計を代金50万円でBに売る契約を結んだ。その際、Aは、Cから借りていた50万円をまだ返済していなかったため、Bとの間で、Cへの返済方法としてBがCに50万円を支払う旨を合意し、時計の代金50万円はBがCに直接支払うこととした。このようなA・B間の契約を何といい、また、この契約に基づき、Cの上記50万円の代金支払請求権が発生するためには、誰が誰に対してどのようなことをする必要があるか。民法の規定に照らし、下線部について40字程度で記述しなさい。

《解答例》

第三者のためにする契約といい、CがBに契約の利益を享受する意思を表示することが必要。(42字)

2 行政書士試験合格への学習指針

1. 言葉の意味を知ろう

法律の勉強は、法律用語や法律概念など、専門的な言葉の意味を押さえていくことから始まります。

条文も、「日本語で書かれているんだから」と侮ってはいけません。

たしかに、法律は日本語で書かれています。しかし、法律学習の中心となる条文は法律独特の言い回しも用いられていますし、専門的な法律用語や法律概念も多く出てきます。また、日常生活で行政書士試験に出題される法律すべてを意識する機会が多いわけでもありません。

そこで、法律を学習するためには、まず、この法律用語や法律概念を押さえる必要があるわけです。

2. 法律の知識を理解してインプットしよう

行政書士試験で問われるのは、法律（法律の中の一つ一つの文のことを「条文」といいます）というルールブックに何が書いてあるのか、裁判所は、そのルールブックをどのように使って事件を解決しているのか（裁判所が事件を解決した事例のことを「判例」といいます）を理解しているかどうかです。

条文や判例は、膨大な数が存在します。しかし、心配はいりません。行政書士試験で問われるのは、基本的な条文と判例です。

基本的な条文と判例は何かといえば、TAC行政書士講座の「基本テキスト」に掲載されている条文と判例です。TACでは長年にわたり本試験の分析を重ね、行政書士試験に合格するために必要とされる条文と判例を「基本テキスト」に掲載しています。TACの「基本テキスト」に掲載されている条文と判例をインプットしていけば大丈夫です。

3. アウトプットで知識をブラッシュアップしよう

本試験では、基本的な条文と判例がさまざまな形で問われます。そのため、インプットした知識がどのような形で問われても答えられるように、実際に問題を解く作業（アウトプット）によって、ブラッシュアップする必要があります。

TAC行政書士講座では、アウトプットの機会を数多く設けています。基本講義における毎回の復習となる「ミニテスト」、各科目の総復習となる「科目別答練」、本試験形式の直前期の「答練」、また、自習用教材として「過去問集」を用意しています。

問題を解くことは、知識の定着、知識の正確性も高めますから、その意味でも、アウトプットをインプットと同時並行して進めることが、学習の効率性を高めます。

4. 学習の中心に据えるべき科目の選択

上記1～3を繰り返し行うことで学習を進めることにはなりますが、時間は有限ですから、必要最小限の時間で、最大限の効果（合格に必要な点数の獲得）をあげる必要があります。その観点から、各科目にも強弱をつけましょう。

具体的には、配点が高い科目を得点源にする必要がありますから、行政法と民法を中心に据えます。

3 基礎マスターの目的

1. 基礎マスターの目的

行政書士試験の試験科目となる法律の全体像を押さえることで、今後の学習内容を整理することができ、また、法律学習の理解も進みます。

そこで、まず、全体像をつかみ、今後の「基本講義」以降の学習を、より効率的に進めていただくためのものが、この「基礎マスターテキスト」です。

2. アウトプットも行います

合格のためにはインプットに加えてアウトプットの練習も必要です。

そこで、基礎マスターテキストでは、これからのアウトプット作業を体感していただくため、実際の行政書士試験で出題された問題の一部をテキストに盛り込みました。インプットした知識が、どのように出題されているのかを、問題を解いてみて、得点感覚を実感してください。

第1編
基礎法学



第1章 基礎法学とは

1. 基礎法学からの出題

基礎法学は、法律用語の基本知識、裁判制度に関する基本知識などが問われる科目です。

例年、5肢択一式で2問の出題がされ、全60問のうち最初の2問分に配列されています。得点にすると8点分の出題です。

2. 基礎法学の学習

基礎法学は、法律用語系の出題や裁判制度系の出題が多いところですが、配点の関係から合否を分ける箇所ではないですし、また、何か一つの法律を勉強すればよいというわけでもなく範囲也多岐にわたるため、あまり深入りして学習しない方がよい科目です。基本学習段階において、法律用語の基本概念を知っておくことは今後の学習のためには有用ですが、試験対策としては、過去問を見てどんな出題がされているのかの傾向把握程度は行うとしても、あとは直前期になってから模擬試験等で出題される予想問題だけ復習することで十分です。

第2章 法 学

1. 法律用語

(1) 法律の「公布」と「施行」ってどういう意味？

法律は、国会で制定されます。そして、その公布を経て、施行されます。

法律の公布とは、成立した法律の内容を広く一般的に周知させるため公示する行為のことです。

法律の施行とは、法律の規定の効力を一般的に発動させ、作用させることです。



この場合、法律は平成28年5月に国会で制定（改正）されていますが、実際にそれが適用されるようになるのは平成29年4月1日からです。

■「条」とか「項」って何？

憲法や法律の規定は、小説のような書き方ではなく、箇条書きになっています。そのため、〇〇法90条といった表現がされます。このように、「条」によって区分して表記されていますが、その「条」の中をさらに区分するときには、「項」や「号」といった表記を追加し、〇〇法3条6項2号といった表現がされます。

普通の記事

1 (1) ①

②

(2)

2

↓

法律の条文

1条1項1号

1条1項2号

1条2項

2条

(2) 条文に出てくる「準用する」とどういう意味？

法律の個々の条文の規定を本来であれば適用されない他の場面に適用するとき、「準用する」という表現を用います。

例 憲法60条2項

「予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。」



条約の承認についても同じルールを使う



憲法61条

「条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。」



この場合、60条2項の「予算」のところを「条約の承認」と読み替えます。



これにより、条約の承認についても、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した条約の承認を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とするというルールが設定されました。

関連用語

■例による

→ある事項について、それとは異なる事項について規律する他の法令の制度または規定を包括的に当てはめて適用するときに用いられます。例えば、国税を滞納しているときは、国税徴収法で滞納処分についてのルールがあるので、これを地方税でも使おうとするときに、地方税法の中で、「国税滞納処分の例による」という規定を置けば、同じルールが使えるようになります。

■なお従前の例による

→法令が改廃された場合で、旧規定は効力を失っているが、なお一定の事項については包括的に旧規定が適用されていた場合と同様に取り扱うときに用いられます。

（３）「推定する」と「みなす」の使い方は？

「推定する」とは、ある一定の事実があった場合に、別の事実があるものとして扱うが、そうではないという証明（反証）がなされると、別の事実があるものとは扱われないことをいいます。

一方、「みなす」とは、ある一定の事実があった場合に、別の事実があるものとして扱い、そうではないという証明（反証）があったとしても、その取扱いは変わらないもののことをいいます。

例

「前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その間継続したものと推定する。」（民法186条2項）

↓

土地をある時点において占有していたことと、それから10年後において占有していたことを証明すれば、その間の占有は継続していたという事実の存在が推定されることになります。ただし、10年の間に占有が継続していない期間があったことを証明されると、占有が継続していたものとは扱われなくなります。

例

「制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、1箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。」（民法20条1項）

「制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。」（民法20条2項）

↓

親の同意なく未成年者と契約した相手方が、その親に対して、その子のした契約を追認するかどうかについて「追認する」か「追認しない」かの返事をしてほしいと催告をしたことに対し、親から返事がないときは、「追認する」と返事をしたものと取り扱うことになります。親が追認していないと証明したとしても、その取扱いは覆りません。

★本試験問題にチャレンジ★

平成20年問題 2

類似の事柄であっても正確に区別して表現するために用いられる法令に特有の用語法について説明している次の文において、文中の空欄 ア ～ オ に当てはまる用語の組合せとして、妥当なものはどれか。

ア は、ある事物Aと、それと性質を異にする他の事物Bとを、一定の法律関係において同一視し、当該他の事物Bについて生じる法律効果を、その事物Aについて生じさせる場合に用いるのに対し、 イ は、ある事実について、当事者間に取決めがない場合または反対の証拠が挙げられない場合に、法が一応こうであろうという判断を下して、そのような取扱いをする場合に用いる。したがって、後者においては、当該事実について反対の証拠が挙げれば、この一応の取扱いは覆されることになる。

また、 ウ と エ は、ある法令上の制度や規定を、他の事項に当てはめて用いる場合に用いられる言葉として共通性があるが、 ウ は、法令の個々の規定を他の事項に当てはめる場合に用いられるのに対して、 エ は、一つの法令のまとまりのある制度全体を包括的に他の事項に当てはめる場合に用いられるという違いがある。なお、法令が改廃された場合で、旧規定は効力を失っているが、なお一定の事項については包括的に旧規定が適用されていた場合と同様に取り扱うときには、 オ という表現が用いられる。

- 1 「例による」
- 2 「なお効力を有する」
- 3 「なお従前の例による」
- 4 「みなす」
- 5 「適用する」
- 6 「推定する」
- 7 「準用する」

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	6	4	7	1	3
2	6	4	1	7	2
3	4	6	5	1	3
4	6	5	1	7	2
5	4	6	7	1	3

⇒ 正解 5

（４）「又は」や「若しくは」の使い方は？

文章の中では、どちらか一方を選択する場合に「又は」とか「若しくは」という接続詞を使います。選択される語句に段階がない場合には「又は」のみが用いられますが、選択される語句に段階があるときは、いちばん大きな選択的連結に「又は」を用い、その他の小さい段階では「若しくは」が重複的に用いられます。したがって、大別が「又は」、さらに分割する場合が「若しくは」です。

〈普通の使い方（言葉の並列）〉

例

「借財 又は 保証をすること。」（民法13条1項2号）

A or B

〈長い文章〉

例

「相続の承認 若しくは 放棄 又は 遺産の分割をすること。」（民法13条1項6号）

相続の	{ 承認 若しくは 放棄 }	又は	遺産の分割をすること。
	小さな接続	大きな接続	

（５）「並びに」や「及び」の使い方は？

文章の中で、2つ以上の要素を結びつけて併合する場合に用いる接続詞です。併合される語句に段階がない場合には「及び」のみが用いられます。これに対して、併合される語句に段階があるときは、小さな併合的接続に「及び」を用い、大きな接続には「並びに」が用いられます。

〈普通の使い方（言葉の並列）〉

例

（憲法76条3項）

「すべて裁判官は、～（中略）～」

この憲法 及び 法律にのみ拘束される。」

A and B

〈長い文章〉

〔例〕（憲法62条）

「両議院は、～（中略）～

証人の出頭 及び 証言 並びに 記録の提出を要求することができる。」

証人の	$\left\{ \begin{array}{c} \text{出頭} \\ \text{及び} \\ \text{証言} \end{array} \right\}$	並びに 記録の提出を要求することができる。
	小さな接続	大きな接続

（6）「以上」・「超える」、「以下」・「未滿」の使い方は？

一定の数量を基準として、その基準数量を含んでそれより多いという場合には「以上」を、その基準数量を含まずにそれより多いという場合には「超える」を用います。

一定の数量を基準として、その基準数量を含んでそれより少ないという場合には「以下」を、その基準数量を含まずにそれより少ないという場合には「未滿」を用います。

〔例〕

「1万円以上」

＝1万円を含み、それより多い金額を指します。

「1万円を超える」

＝1万円は含まず、それより多い金額を指します。

〔例〕

120人のメンバーのうち100人が出席し、出席した場合に「過半数」の賛成が必要

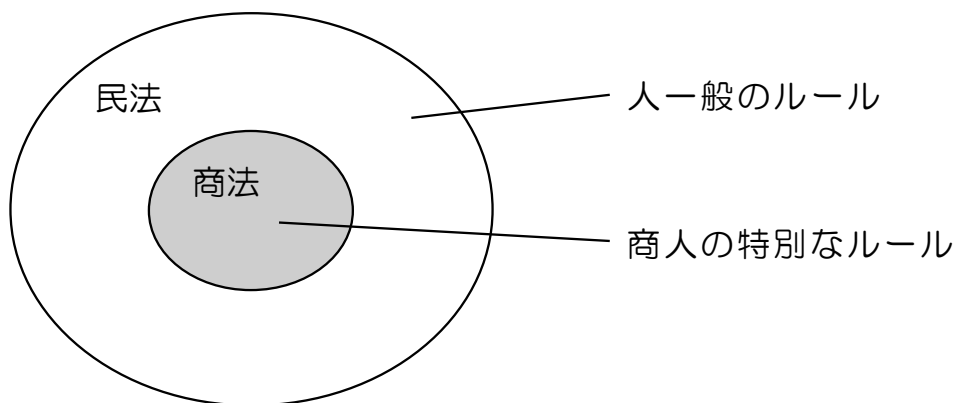
＝51票以上が必要という意味になります。

（7）特別法と一般法の関係は？

ある事項について一般的に規定した法令を「一般法」といいます。一般法に規定する事項について、そのうちの特定の場合についてまたは特定の人もしくは地域を限って適用される法令を「特別法」といいます。

一般法である法律と異なる内容を定めた特別法である法律があるときは、特別法の規定が一般法の規定に優先して適用されます(特別法は一般法に優位する)。

例 商法と民法



商売をしている人には民法と商法のルールが重なってしまった場合には、どちらを適用するのでしょうか？

⇒商法を適用（特別法が優先する）

（8）「直ちに」、「速やかに」、「遅滞なく」の使い方は？

いずれも、ある行為または事実とその後に続く行為との時間的近接性を表す用語であるが、「直ちに→速やかに→遅滞なく」の順序で近接性が緩やかになります。

「直ちに」は、すぐにという意味で、遅延を許さない趣旨です。

「速やかに」は、直ちによりは急迫の程度が低いもので、訓示的な意味合いで用いられることが多いです。

「遅滞なく」は、直ちにや速やかにと比べて、時間的即時性が弱い場合が多く、合理的に相当と認められる時間内にという趣旨で用いられることが多いです。

★本試験問題にチャレンジ★

平成26年問題 2肢5

「遅滞なく」、「直ちに」、「速やかに」のうち、時間的即時性が最も強いのは「直ちに」であり、その次が「遅滞なく」である。これらのうち、時間的即時性が最も弱いのは「速やかに」である。(×)

(9)「署名」と「記名」の使い方は？

「署名」とは、当事者本人が自署することです。

一方、「記名」とは、自署を必要とせず、なんらかの方法（ゴム印・印刷・タイプ等）で本人の名を記すことです。

「記名押印」という場合、本人が手書きで記入せず、印刷やゴム印でもよいですが、印鑑を押すことを必要とします。

(10)「原本」「謄本」「抄本」の使い方は？

「原本」は、一定事項を表示するため確定的なものとして作られた文書です。謄本・抄本等の基になります。

「謄本」は、原本の全内容を写した文書です。原本の内容を証明するために作成されます。

「抄本」は、原本の一部を写した文書です。原本のうち必要な部分の証明のために作成されます。

2. 刑 罰

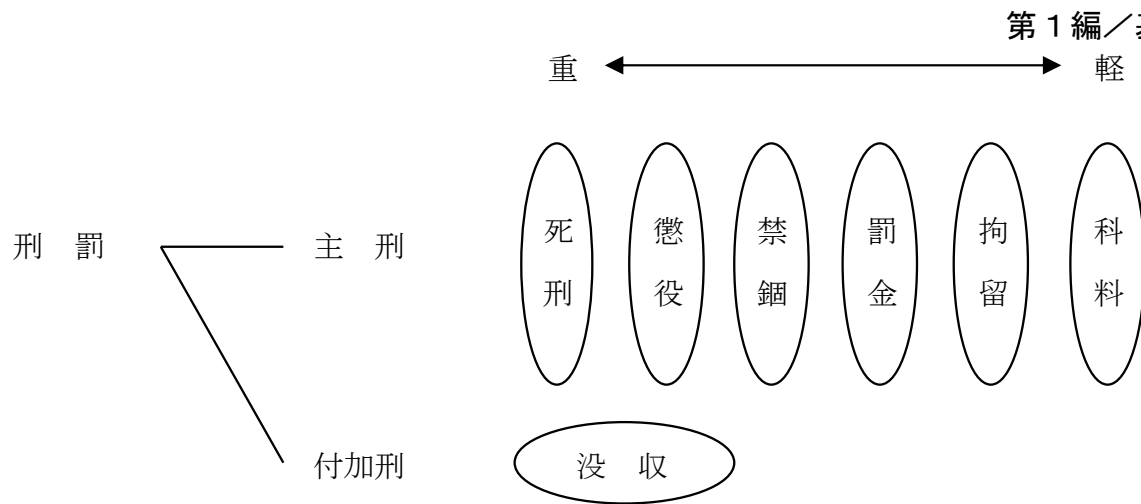
(1) 刑罰にはどんな種類があるの？

① 量刑

犯罪が成立し、刑事訴訟において有罪であることが確認されると、裁判官は、有罪判決において具体的な刑を宣告します（宣告刑）。その内容については、それぞれの犯罪について法律が予定している刑の種類や期間（法定刑）の範囲内において、裁判員制度が適用される一定の重大事件を除いて、裁判官の裁量により決められるところとなり、これを量刑といいます。

② 刑罰の種類

「主刑」とは、独立してそれだけを科することができる刑罰をいいます。一方、「付加刑」とは、主刑に付加してのみ科することができる刑罰をいいます。



(ア) 死刑

生命を奪う刑罰（生命刑）です。監獄内で絞首して執行します。

(イ) 懲役、禁錮、拘留

いずれも身体の自由を奪う刑罰（自由刑）です。

「懲役」は所定の作業（刑務作業）に服すもので、所定の作業に服さない「禁錮」と区別されます。「懲役」「禁錮」には無期と有期があり、有期は原則として1月以上20年以下と定められています。「拘留」は、受刑者を拘留場に拘置する刑罰で、その期間は1日以上30日未満です。

(ウ) 罰金、科料、没収

いずれも財産を奪う刑罰（財産刑）です。刑法は1万円以上の財産刑を「罰金」としています（ただし、減軽する場合にはこれ以下に降せます）。また、千円以上1万円未満のものを「科料」としています。「没収」は犯罪に関係のある物について所有権を剥奪するものです。

(2) 過料って何？

「過料」とは、金銭を徴収する制裁を科す金銭罰ですが、刑罰ではありません。例えば、住民基本台帳法において、正当な理由がなく転入届・転居届・転出届等の届出をしない者に対して5万円以下の過料に処するものとされています。

3. 法の解釈

(1) 文理解釈はどういう解釈？

文理解釈とは、法規の文字・文章の意味をその言葉の使用法や文法の規則に従って確定することによってなされる解釈をいいます。なお、立法技術上一定の慣例がある言葉については、その慣例に従って解釈されることとなります。成文法の解釈は、できる限りその文言に忠実に行うべきであるから、この文理解釈は、すべての法解釈の出発点であるといえます。

(2) 論理解釈はどういう解釈？

論理解釈とは、ある法規と他の関係諸法規との関連や、問題となっている法令・法領域あるいは法体系全体のなかでその法規が占める位置など、法規の体系的関係を考慮しながら行われる解釈をいいます。論理解釈は、文理解釈の補充的な解釈方法であるといえます。論理解釈には、「拡張解釈」「縮小解釈」「類推解釈」「反対解釈」「勿論解釈」があります。

拡張解釈	条文の文言を普通の意味より拡張して解釈する。 ex.「車馬通行止」の場合、「馬」という概念を拡張的に解釈し、ロバも含める（「ロバ」も通行できないことになる）。
縮小解釈	条文の文言を普通の意味より狭く解釈する。 ex.「車馬通行止」の場合、「馬」という概念を縮小的に解釈し、「子馬」は含めない（「子馬」は通行できることになる）。
類推解釈	ある事項に関して規定が存在しない場合に、類似の趣旨・場面・事項に関する規定を適用する解釈。 ex.「車馬通行止」の場合、「牛」は「馬」ではないが4本足の大きな動物で似ているから通行できないと解釈する。
反対解釈	ある事項に関して規定が存在しない場合に、類似の事項に関する規定の適用を否定する解釈。 ex.「車馬通行止」の場合、「牛」は「馬」ではないから通行できると解釈する。
勿論解釈	類推解釈の一種で、文句なく類推解釈をなしうることがはっきりしているときに採られる解釈。 ex.「車馬通行止」の場合、「象」は「馬」ではないが、馬が通行できないのだから当然象も通行できないと解釈する。

4. 法の名称

(1) 憲法はどんなルール？

憲法は、国家の統治体制の基礎を定める法（基本法・根本法）です。

日本国憲法は、最高法規であり、下位の法規範は憲法に違反することはできず、違憲審査の対象となります。

成文憲法 ・ 不文憲法	法典の有無による分類で、憲法典のあるものを「成文憲法」、憲法典のないものを「不文憲法」といいます。 日本国憲法をはじめ、ほとんどの国の憲法は成文憲法ですが、イギリスの憲法は不文憲法です。
硬性憲法 ・ 軟性憲法	改正の難易度による分類で、通常法律の改正手続よりも厳格な手続によらなければ改正できない憲法を「硬性憲法」、通常法律の改正手続と同じ手続で改正できる憲法を「軟性憲法」といいます。 日本国憲法をはじめ、ほとんどの国の憲法は硬性憲法ですが、1814年のフランス憲法や1848年のイタリア憲法は軟性憲法でした。

(2) 条約はどんなルール？

条約は、国家（一定の国際組織も含む。）間の文書による合意のことです。

多国間条約も二国間条約もあり、具体的名称も、条約のほか、憲章、協定、協約、宣言、議定書等さまざまです。

(3) 法律はどんなルール？

法律は、議会（国会）が所定の手続に従って定めた制定法をいいます。

国民から選挙で選ばれた議員で構成される議会で制定されることから民主的基盤を持つルールといえます。

(4) 規則はどんなルール？

規則は、広義では、議会以外が作成する制定法、つまり、国会が制定する法律以外の一般的・抽象的法規範を指します。国における規則には、「議院規則（憲法58条2項本文）」と「最高裁判所規則（憲法77条1項）」があります。

地方公共団体における規則には、地方公共団体の長（都道府県知事・市町村長）が制定する自治立法である「規則」があります（地方自治法15条1項）。

（５）命令はどんなルール？

命令は、国の行政機関が制定する一般的・抽象的法規範を総称する意味で用いられます。

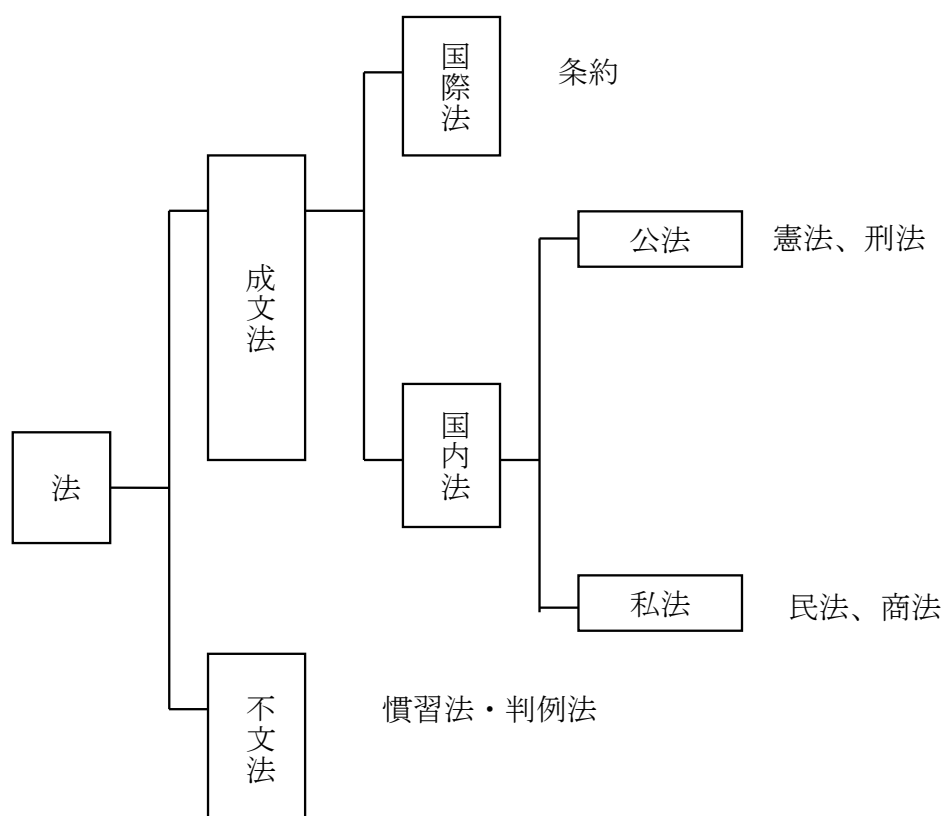
命令は、その制定機関により、政令、府令、省令、外局の規則などに分類されます。

制定機関 による分類	政令：内閣（政府）が制定する命令 府令（内閣府令）：内閣総理大臣が制定する命令 省令：各省大臣が制定する命令 外局の規則 ：府・省の外局である委員会・庁の長が制定する規則 独立行政機関の規則 ：人事院が制定する「人事院規則」や、会計検査院が制定する「会計検査院規則」
---------------	---

（６）地方公共団体にはどのようなルールがあるの？

地方公共団体の制定する法規範には、「地方公共団体の議会」が制定する「条例」および地方公共団体の長（都道府県知事・市町村長）が制定する「規則」があります。

5. 法の分類と効力



(1) 公法と私法はどのような区別？

公法は、国家や公共団体の内部関係および国家や公共団体と私人との関係を規律する法のことです。

私法は、私人相互の関係を規律する法のことです。

(2) 実体法と手続法はどのような区別？

実体法は、法律関係や権利義務関係の実質的な内容について規定した法のことです。

手続法は、法律関係や権利義務関係を実現するための方法や手続について規定した法のことです。

(3) 民事法と刑事法はどのような区別？

民事法は、民事裁判の基準となる私法の実体法（民法、商法など）とその手続法（民事訴訟法、非訟事件手続法など）の総称です。

刑事法は、刑事裁判の基準となる実体法（刑法、軽犯罪法など）とその手続法（刑事訴訟法など）の総称です。

民事法と刑事法は、裁判が民事裁判と刑事裁判に大別されていることに対応するための区別です。両者間に直接の関連はなく、ある事件について民事裁判と刑事裁判が行われる場合には、それぞれの裁判において当該事件に関して異なる事実認定がなされることがあります。

また、民事上の責任と刑事上の責任は別個のものであり、両立しうるものです。例えば、被害者との示談（和解・民事上の裁判外紛争解決）が成立したからといって、当然に刑事上の責任（刑罰）を問われなくなるわけではないし、刑事上の責任（ex. 懲役刑）を果たしたからといって、民事上の損害賠償責任が免除されるわけではありません。

なお、刑事上の責任は、行政処分との直接の関連もなく、行政処分と民事上の責任、刑事上の責任は両立し得ます。例えば、酒酔い運転で人身事故を起こした場合、運転免許を停止または取り消す旨の行政処分を受けたからといって刑罰を当然に免れるわけではありません。

（４）法はどのように適用されるの？

① 属地主義

法律は、領土外に及ばないとする考え方です。

刑法 1 条 1 項では、「この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。」と規定し、属地主義を原則とすることが明らかにされています。

また、日本国外であっても、日本船舶または日本航空機内において罪を犯した者についても日本の刑法が適用されます（刑法 1 条 2 項）。

② 属人主義

国外にいる自国民にもその国の法を適用する考え方です。例としては、日本国外において、殺人罪、放火罪などの一定の重大犯罪を犯した日本国民に、日本の刑法を適用する場合はこれにあたります（刑法 3 条）。

③ 保護主義

自国または自国民の法益を侵害する犯罪に対しては、犯人が外国人であるか、犯罪地がどこであるかを問わず、すべての犯人についてその国の刑法を適用する考え方です。刑法 2 条は、内乱罪や通貨偽造罪などの日本国の国益を害する重大犯罪につき、この保護主義を採用しています。

第3章 裁判制度

1. 裁判所の仕組み

(1) 裁判所はどのような組織？

憲法76条1項では、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と規定しています。これを受けて裁判所法2条1項では、「下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所とする」と規定しています。

このように、日本の裁判所は、最高裁判所を頂点とし、その系列に、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所を置く組織体系を採っています。

(2) 最高裁判所はどのようなところ？

最高裁判所は、憲法によって設置された唯一かつ最高の裁判所であり、全国に1つ（東京都）存在します。

最高裁判所の裁判官は、長たる裁判官1人（最高裁判所長官）およびその他の裁判官14人（最高裁判所判事）の合計15人で構成されます。

最高裁判所は、大法廷または小法廷で審理および裁判をします。「大法廷」は最高裁判所の裁判官全員の合議体（定足数は9人）であり、「小法廷」は5人ずつで構成される合議体（定足数は3人）であり3つの小法廷が存在します。

事件を大法廷または小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによりますが、法律、命令、規則または処分が憲法に適合しないと認めるときなど一定の場合には、小法廷で裁判をすることができず、大法廷で裁判をしなければなりません。

■判例の表記（「最大判」って何？）

法律のテキストには、判例も一緒に掲載されることがあります。

判例は、実際にあった事件に関する裁判所の裁判例のことです。この判例には、判例のタイトルに合わせてその判断がされた年月日を記すものとして、「最大判昭50.4.30」といった表記がされます。「最大判昭50.4.30」は、「最高裁判所の大法廷の判決で、昭和50年4月30日に出されたもの」という意味です。

1文字目

「最」：最高裁判所

「大」：大審院（昔の最高裁判所の名前です）

2文字目

「大」：大法廷

「表記なし」：小法廷

3文字目（2文字目の大がないときは2文字目）

「判」：判決（正式な形式による判断結果）

「決」：決定（簡易な形式による判断結果）

4文字目（2文字目の大がないときは3文字目）

「明」：明治

「大」：大正

「昭」：昭和

「平」：平成

「令」：令和

数字

「50.4.30」：50年4月30日

（3）下級裁判所はどのようなところ？

① 下級裁判所の種類

下級裁判所には、「高等裁判所」、「地方裁判所」、「家庭裁判所」、「簡易裁判所」の種類があります。

② 高等裁判所

高等裁判所は、全国8ヶ所（東京都、大阪市、名古屋市、広島市、高松市、福岡市、仙台市、札幌市）にその本庁が設置されています。

高等裁判所における裁判は、原則として3人の裁判官から成る合議体によって審理されます。

③ 地方裁判所

地方裁判所は、全国に50ヶ所あり、その管轄区域は北海道が4つに分かれているほか、各都道府県と同じです。

地方裁判所の大多数の事件は、1人の裁判官で取り扱いますが、合議体で審理する旨の決定があった場合や死刑・無期懲役に当たる事件等については、原則として3人の裁判官から成る合議体で取り扱われます。

④ 家庭裁判所

家庭裁判所は、地方裁判所とその支部の所在地と同じ所にあります。

家庭裁判所では、夫婦関係や親子関係の紛争等の家事事件についての調停や審判、非行を犯した少年の事件についての審判を行います。なお、平成16年以降は、夫婦、親子等の関係をめぐる訴訟についても取り扱えるようになりました。

家庭裁判所も、3人の裁判官から成る合議体で取り扱うことが特に法律で規定されている事件以外については、1人の裁判官で事件を取り扱います。

⑤ 簡易裁判所

簡易裁判所は、全国に438ヶ所あり、比較的軽微な事件を取り扱います。簡易裁判所では、1人の裁判官によって事件を取り扱います。

(4) 再審とはどのような仕組みなの？

民事訴訟においても刑事訴訟においても「再審」制度が存在します。

再審とは、確定した判決の取消しや変更を求める申立てです。例えば、民事訴訟においては、訴訟代理人と称する者が勝手に訴訟手続を進め、判決がされてこれが確定してしまったようなときなどに、再審の訴えを認めています。また、刑事訴訟においても、被告人が無罪であることを証明する明らかな証拠が新たに発見されたときなどの一定の場合においては、有罪の言渡しをした確定判決に対して、その言渡しを受けた者の利益のために再審の請求をすることを認められています。

なお、無罪となった被告人が実は有罪であることが判決確定後に明らかとなったとしても、無罪判決の取消しを求めて再審請求することはできません（一事不再理）。

2. 三審制

(1) 上訴制度とはどのような仕組みなの？

日本では、通常、一つの事件につき三審制が採られています。すなわち、第一審裁判所の判決に不服のある当事者は、判決送達日から2週間以内に上級裁判所に対して「控訴」をすることができ、第二審（控訴審）裁判所の判決に不服のある当事者は、「上告」をすることができます。この「控訴」と「上告」をまとめて「上訴」と呼びます。

(2) 審級管轄はどのようなルールになっているの？

① 民事事件

民事事件の場合、原告が請求する訴訟の目的の価額が140万円以下のときは、簡易裁判所が第一審裁判所となります。一方、原告が請求する訴訟の目的の価額が140万円を超える場合および不動産に関する訴訟は地方裁判所が第一審裁判所となります。

第一審が簡易裁判所の場合、控訴は地方裁判所に、上告は高等裁判所に対して行います。一方、第一審が地方裁判所の場合、控訴は高等裁判所、上告は最高裁判所に対して行います。

② 刑事事件

刑事事件の場合、罰金以下の刑に当たる罪のときは、簡易裁判所が第一審裁判所となります。一方、刑法77条～79条の罪（内乱に関する罪）および罰金以下の刑に当たる罪以外の罪に係る訴訟については、地方裁判所が第一審裁判所となります。なお、刑法77条～79条の罪（内乱に関する罪）に係る訴訟については高等裁判所が第一審裁判所となります。

刑事裁判の場合、第一審が簡易裁判所・地方裁判所のいずれであっても、控訴は高等裁判所、上告は最高裁判所に対して行います。

★本試験問題にチャレンジ★

令和元年問題 2 肢ア

民事訴訟および刑事訴訟のいずれにおいても、簡易裁判所が第1審の裁判所である場合は、控訴審の裁判権は地方裁判所が有し、上告審の裁判権は高等裁判所が有する。
(×)

3. 裁判の種類

裁判の種類には、「判決」、「決定」、「命令」の3種類の区分があり、主体・審理方法・上訴方法等に関して差異があります。

判決	判決は、裁判所が行う重要事項に対する判断です。 口頭弁論※という一定の要式を備えた審理手続を経て行う必要があります、理由が付されます。
決定	決定は、裁判所が行う付随事項に対する判断です。 必ずしも口頭弁論を経て行う必要はありません。
命令	命令は、裁判長もしくは受命裁判官が行う付随事項に対する判断です。 必ずしも口頭弁論を経て行う必要はありません。

※民事訴訟では口頭弁論とありますが、刑事訴訟では公判といます。

★本試験問題にチャレンジ★

平成27年問題 2肢1

「判決」とは、訴訟事件の終局的判断その他の重要な事項について、裁判所がする裁判であり、原則として口頭弁論（刑事訴訟では公判と呼ばれる。以下同じ。）に基づいて行われる。 (○)